

公共施設再生基本計画を策定

市では、平成 24 年度に取りまとめた「舞鶴市公共施設マネジメント白書」を基に、今後の公共施設の再生を行う上での目標や方向性、取組優先度などを明らかにした「舞鶴市公共施設再生基本計画（平成 26 年度～57 年度）」を策定しました。

計画では、公共施設の再生の目標を大きく 2 本柱で示しています。さらにその目標に応じて具体的な取り組みの方向性を 14 の視点から推進。将来の舞鶴市の実効性のあるまちづくりのために、今後、市民の皆さんや関係団体、施設利用者から意見を聴きながら、個々の施設再生の方向性を取りまとめた「舞鶴市公共施設再生実施計画」を策定する予定です。

パブリックコメント手続き制度の結果

同計画案に対し、市パブリック・コメント手続き制度に基づいて意見を募集した結果、1 団体 1 件の提出がありました（募集期間：5 月 1 日～30 日）。寄せられた意見は、趣旨がすでに案に盛り込まれているものでした。

《閲覧できます》

計画の内容や市パブリック・コメント手続き制度の結果は、管財契約課、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、東・西図書館、大浦・城南会館で閲覧できます。市ホームページにも掲載。

▶詳しくは、管財契約課（☎ 66・1045）へ。

基本計画の概要

公共施設の現状と課題

- 【公共施設が抱える課題】
- ◆集中する改修・建て替え時期 ◆市民ニーズの変化
- ◆運営コストの削減 ◆老朽化に伴う維持管理コストの増加
- ◆防災力の向上 ◆新たな機能への対応
- 【施設再生に向けた基本的な考え方】
- ◆施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進
- ◆構造的・機能的な長寿命化の推進
- ◆地域の活動拠点としての公共施設の再生
- ◆財政負担の軽減に向けた取組の推進

位置付けと目標

- 【計画の役割】
- 公共施設の再編に向けた方向付けや取組の優先度を明らかにすることにより、今後、一貫性を持たせながら施策を進めるための指針とする。
- 【公共施設の質・サービス・利便性の向上】
- 変化する市民ニーズや社会構造に対応する公共施設の再生を実現し、公共施設の質・サービス・利便性を向上させるとともに、舞鶴の歴史や風土に配慮し、市民が愛着の持てる施設づくりを推進する。
- 【公共施設再生のための財政的取組の推進】
- 総延床面積 12 万㎡の削減効果（約 3.8 万平方㎡）
- 公共施設の再生を実効性のあるものとするため、さまざまな財政的取組を実施し、全体的な視点に立って投資的経費と運営コストの削減を図る。

各施設の評価と再生の方向性

23 施設群、139 施設の「建物状況」、「利用状況」など 6 つの軸から評価。評価を基に 23 施設群について、今後の方向性と取組優先度を示す。

※ 14 頁に関連記事

高齢者

外出を支援

さあ、出かけましょう



高齢者の皆さんの市内での買い物や食事、レクリエーション、通院などの外出を応援する「舞鶴市高齢者外出支援事業」を 7 月 1 日（火）から始めます。75 歳以上の市民を対象に、路線バス・KTR（北近畿タンゴ鉄道）・タクシートの乗車票（割引チケット）を販売。

高齢者の外出支援と公共交通機関の利用を促進し、健康増進と消費拡大による地域活性化を図ります。今年度の 12 月まで実証実験として行い、意見や要望などをまとめ、早期事業化を検討します。対象者や販売期間などは次のとおりです。使用期限は来年 3 月 31 日（火）まで。

乗車票の販売内容

路線バス（京都市交通バス、自主運行バス）

- ◆市内の 1 乗車区間を 200 円で乗車できる乗車票を販売
- ◆1 冊 18 枚つづり（200 円×18 枚＝3,600 円）
- ◆期間内に 2 冊まで購入可



KTR（北近畿タンゴ鉄道）

- ◆西舞鶴駅～丹後神崎駅間を 1 乗車 200 円で乗車できる乗車票を販売
- ◆1 冊 18 枚つづり（200 円×18 枚＝3,600 円）
- ◆期間内に 2 冊まで購入可

タクシー（舞鶴京都タクシー、日交タクシー、ふく福タクシー）

- ◆市内移動で、1 乗車の運賃が 3,000 円以上のとき使える、乗車票 1,500 円分を 500 円で販売
- ◆1 冊 12 枚つづり（500 円×12 枚＝6,000 円）
- ◆期間内に 1 冊まで購入可



66・1018）へ。

- ◆本人以外は使用不可
- ◆市外への移動は使用不可
- ◆JR、高速バスは使用不可
- ◆盗難、紛失、期限切れ、資格喪失の場合、払い戻しや再発行は不可
- ◆不正使用（偽造、譲渡、転売）が認められた場合は、乗車票の返還、不正使用額の弁償を求める場合があります。

《使用にあたって》

来年 3 月 31 日（火）まで

使用期限

※保険証など身分を証明するものが必須

販売場所

◆高齢者支援課

◆西支所保健福祉係

◆加佐分室

◆7 月 1 日（火）～12 月 26 日（金）

販売内容

◆市内在住の 75 歳以上の人

対象者

◆左上表のとおり

男女共同参画推進条例が施行 7月1日から

市では、男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「舞鶴市男女共同参画推進条例」を制定し、7 月 1 日（火）から施行します。条例の概要は右表のとおり。

《男女共同参画審議会委員を募集》

【任期】平成 26 年 8 月～28 年 7 月

【定員】2 人

【応募資格】市内に在住か在勤の 20 歳以上で年に数回程度、平日の日中の会議に出席できる人

【申し込み方法】住所、氏名、年齢、性別、電話番号と応募理由（400 字程度）を郵送か持参（様式は自由）。7 月 14 日（月）必着。

▶詳しくは、人権啓発推進室（☎ 66・1022）へ。

主な概要

基本となる考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女の人権の尊重 ◆社会制度や慣行の影響に対する配慮 ◆方針などの立案・決定への共同参画 ◆家庭生活と仕事や社会活動との両立 ◆健康への配慮と妊娠・出産に関する意思の尊重 ◆DV 等男女共同参画を阻害する暴力行為の根絶 ◆国際的協調
それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> 【市民の皆さん】 ◆あらゆる分野で男女共同参画の推進に努める ◆市の男女共同参画施策に協力する 【事業者の皆さん】 ◆男女共同参画の推進に積極的に取り組む ◆市の男女共同参画施策に協力する 【教育に携わる皆さん】 ◆男女共同参画の視点を持った教育に努める ◆市の男女共同参画施策に協力する 【市】 ◆男女共同参画に関する施策を策定・実施 ◆市民や国、地方公共団体と連携を図る
市が実施する主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画計画の策定 ◆推進体制の整備等 ◆積極的改善措置についての取り組み ◆雇用における男女共同参画の推進 ◆家庭生活と仕事や社会活動の両立支援 ◆市民などの活動に対する支援 ◆DV 等の被害者に対する支援 ◆男女共同参画審議会の設置

雇用の促進

あなたの仕事探しを応援

就職マッチング推進員を配置

就業支援センターでは、1 人ひとりに寄り添ったきめ細やかで総合的な就業支援を行うために「就職マッチング推進員」を 4 月から配置しました。

これは、3 月 27 日に京都労働局と市が締結した「ハローワークの職業相談・紹介と、市の就業支援とを一体的に進めるための協定」に基づき配置したものです。今年度は、人手不足が深刻とされる介護・福祉分野の事業所訪問を行い、さらなるサービスの充実に努めます。

業所を訪問し、求人情報の詳細把握に努め、事業所と求職者のマッチングを図っていきます。また今後、分野を広げての事業所訪問を行い、さらなるサービスの充実に努めます。

▼詳しくは、企業立地・雇用促進課（☎ 66・1021）へ。

ひとこと

就職マッチング推進員 脊戸 知子さん



少子・高齢化社会を迎え、現在、介護福祉施設では人手が十分に確保できない現場が増えていきます。

定期的な事業所訪問で、福祉現場の状況をしっかりと理解し、事業者と求職者の双方のニーズを正確に把握して、「ひと」と「ひと」とをつなぐ役目を果たしたいと思っています。

どうぞよろしくをお願いします。